

平成26年

南部町議会第3回臨時会会議録

平成26年11月25日

山梨県 南部町議会

平成26年南部町議会第3回臨時会

平成26年11月25日(火)
午前10時00分開会・開議

議 事 日 程 (第1号)

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 提出議題の報告

日程第 5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

報告第 5号 専決処分した事件の承認について

(平成26年度南部町一般会計補正予算(第5号))

議案第55号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第6号)

議案第60号 平成26年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第61号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第2号)

議案第62号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第63号 平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第64号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	遠藤光宣	2番	仲亀佳定
3番	森田守	4番	望月藤一
5番	内田大明	6番	鍋田幹雄
7番	木内利明	8番	萩原敬
9番	堀之内可和	10番	佐野哲也
11番	簀持雅	12番	望月將名

5. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

6. 会議録署名議員

9番	堀之内可和	10番	佐野哲也
----	-------	-----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(6名)

町長	佐野和広	教育委員長	瀧政幸
教育長	若林正昭	会計管理者	仙洞田秀文
総務課長	四條和彦	財政課長	望月政文

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 小倉弘規

開会 午前10時00分

○議長（望月將名君）

皆さんおはようございます。

平成26年第3回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

晩秋から初冬へと季節は移ろい、朝夕はめっきり冷え込むようになってまいりました。

議員各位におかれましては、去る11日の「南部町戦没者慰霊祭」にご出席いただき、誠にありがとうございました。

当日は、議会を代表して、祖国のために尊い命を犠牲にされたご英霊の御霊に対し、尊崇の念を表し、謹んで哀悼の誠を捧げてまいったとでございます。

さて、安倍総理は、黒田日銀総裁や谷垣自民党幹事長が、消費税を上げなかった時のリスクの方がより対処が困難になるので、消費税は予定どおり引き上げるべきだという趣旨の発言をしている中、来年10月の消費増税を1年半先送りし、衆議院を解散。総選挙が、来月14日に執行されることになりました。

これにより、平成27年度の国家予算案の決定は、年明けに持ち越され、越年編成となり、平成26年度内の予算成立は厳しいとみられております。

いずれにいたしましても、投票日には、主権者たる我々国民は、重要な権利である選挙権を行使し、国政へ参加してまいりたいと思います。

さて、平成26年度第3回臨時会の開催通知を差し上げましたところ、議員各位には、何かとご多用なところご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会の円滑なる運営に、格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、平成26年南部町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、平成26年南部町議会第3回臨時会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、9番堀之内可和議員および10番 佐野哲也議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし の声）

○議長（望月將名君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第 3 諸報告を行います。

請願、陳情等についてであります。本日までに、陳情 2 件を受理いたしました。

皆さんのお手元に配付いたしましたとおりであります。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、町長および教育委員会の委員長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので、報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長（望月將名君）

日程第 4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（望月將名君）

日程第 5 議案の説明、質疑・討論・採決を行います。

最初に、報告第 5 号 専決処分した事件の承認について、平成 26 年度南部町一般会計補正予算(第 5 号)についてを議題として、町長に報告の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、本臨時会にご提案をさせていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 5 号、専決処分した事件の承認についてであります。地方自治法第 179 条第 1 項により報告いたします。

衆議院議員総選挙が、平成 26 年 12 月 14 日に執行されることに伴い、一般会計補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間がなかったため、専決処分したものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（望月將名君）

次に、担当課長の補足説明を求めます。

望月財政課長。

○財政課長（望月政文君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

次に、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

来月の総選挙ということで、専決しておかないと前へ進まないということは分かりました。

その中で、7ページ一般財源の47万2千円ですが、これは繰越金を充てるということでしたが、一般財源の考え方を教えてください。

○議長（望月將名君）

望月財政課長。

○財政課長（望月政文君）

9番 堀之内議員のご質問にお答えをいたします。

本来、国政選挙でありますので、全額国庫金でみることになっております。

ただ、何分21日に解散したばかりであり、内示等も一切ございません。過去の衆議院選挙等を推計いたしまして、850万円という歳入金額を出しております。

今後、当然その金額は増える見込みで、仮の形で一般財源を充ててあるということで、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に採決を行います。

報告第5号 専決処分した事件の承認について 平成26年度一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、報告第5号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、

議案第55号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 57 号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 58 号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 59 号 平成 26 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 60 号 平成 26 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）

議案第 61 号 平成 26 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算
（第 2 号）

議案第 62 号 平成 26 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 号）

議案第 63 号 平成 26 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 64 号 平成 26 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号）

以上、10 件についてを一括議題として、町長に、提案理由の説明を求めます。
佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、本臨時会にご提案させていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 55 号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 58 号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてまでの、条例議案 4 件であります。人事院の給与勧告ならびに国家公務員の給与改定等に鑑み、職員の給与改定を行うものであり、また、議会の議員、町長および教育長につきましても、同様の措置を講ずることとしたことに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

続きまして、議案第 59 号 平成 26 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）から、議案第 64 号 南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までの、補正予算 6 件であります。人事院勧告に伴う、議会の議員、町長、教育長および職員の給与改正ならびに、人事異動等に伴う職員人件費を計上した補正予算であります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（望月将名君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第 55 号から、議案第 58 号について、
四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月将名君）

四條総務課長の補足説明が終わりました。

次に、議案第59号から議案第64号について、
望月財政課長。

○財政課長（望月政文君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

次に、質疑を行います。

質疑は、順次行います。

始めに、議案第55号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

○議長（望月將名君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第56号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

○議長（望月將名君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第57号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

○議長（望月將名君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第58号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
質疑はありませんか。

8番、萩原敬議員。

○8番議員（萩原敬君）

職員の給与改定が久々にプラスであり、良いことではないかと思っていますが、次の年には、まただいぶ減るということで、以前には、一斉の1号アップや3カ月・6カ月短縮などがあったわけですが、今は時代により、そんなことにはならないわけです。

ただ、給料表の運用などは県よりだいぶ低いということがあり、それも難しい情勢ではありますが、一人ひとりの給与間の不均衡是正等について、不利益を被っている場合などについては、町長が給与担当と協議しながら、職員の志気が低下しないよう、個々の見直しは常に考えていただきたいと思いますと思いますが、どのように考えて

いるか、町長の回答をいただければと思います。

○町長（佐野和広君）

ただいまのご質問についてですが、私は民間出身でございます。これまでの人事異動や職員を見ている中で、本来ならこれは上げてやりたい、また、これはだめだなという人もいます。それが出来ないのが公務員のつらいところかと思えます。

南部町もやっと、人事評価制度を検討しておりますから、これから若干はそのあたりが反映されると思います。私も、そうやらせさせていただきたいと思っております。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

9番 堀之内可和議員。

○9番議員（堀之内可和君）

萩原議員の質問に関連しますが、4月から減額になるということで、職員にとってはたいへん厳しい給与改正だと思いますが、先ほどの総務課長からの説明で、経過措置があるということでしたが、そのへんの内容についてお願いしたいと思えます。

○議長（望月將名君）

四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

9番 堀之内議員のご質問にお答えをいたします。

来年4月からの給与改定により、平均2パーセント、実質0パーセントから4パーセント近い減額ということですが、これについては、附則にありますように当分の間、減給補償をするという形になっていまして、国は3年間となっています。県はまだはっきりしていませんが、最終的には3年間となるものと思えます。

現在30万円とすると、2パーセントとして6千円程の減額で、実際の給料としては差し引いた金額ですが、その間は、その差額を調整額として補償するということであります。また、給料だけでなく期末勤勉手当についても、調整額を合わせた金額で計算されることの規定がされています。

当分の間という期間ですが、国は3年と言っていますが、県では当分の間としていますので、今回の条例では当分の間として謳いました。3年になるのではないかと思います。今後、県の指導を受けながら調整をしていきたいと思えます。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

7番 木内利明議員。

○7番議員（木内利明君）

今、課長から答弁がありましたが、それに関して、各種の手当についてですが、寒冷地手当は指摘によってなくなりましたが、今の町民の生活状態からして、勤勉手当が支給されていますが、勤勉なんていうことは当たり前ではないですか。当たり前のことで何で手当が支給されるのかと、町民の皆さんからするとそれはおかしいのではないのかという声がありますから、あえて発言をさせていただいたわけです。

が、支給しなければならない理由を教えてください。

○議長（望月將名君）

四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

7番 木内議員の質問についてお答えいたします。

期末勤勉手当につきましては、国の人事院勧告に伴って改正すると。そして、町には人事委員会がないですから、結局は県に準じた形になります。期末手当をいくらにする、勤勉手当をいくらにするということは、法律で決まっているわけです。

そして、先ほど町長が言いましたように、勤勉手当については職員がどれだけ仕事をするかということで本来は支給するものでありますが、現在、本町では人事評価制度を実施していないので、普通に仕事をしていればということで支給しているわけですが、法律によって平成28年度からは人事評価制度を取り入れることになりましたので、来年度から試行をして、28年度からは人事評価によって変わってくるということになります。勤勉手当の基準額は変わりませんが、評価によって率が変わるということになります。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

7番 木内利明議員。

○7番議員（木内利明君）

今の説明で大体分かりましたが、人事評価は町長がするのか、他に何人かであるのか、そのことについて説明をお願いします。

○議長（望月將名君）

四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

7番 木内議員の質問についてお答えいたします。

人事評価制度については、今年度中にその内容を作成するというところで検討をしております。

各町では給与担当が方針を決めていくわけですが、南部町では基本的には、職員、職員組合等の意見を聞きながらということで、町長の指示で検討委員会を作って、男性・女性、各年齢層等、色々な意見を聞きながら、どのような形でしていくべきか検討をしております。

先日委員会を行いました、12月、また年明けにも意見を聞いてやっていきますので、原案は年明けにならないと出てこないかと思っています。

考え方としては、一般職については管理職がしなければならないと思います。そのためには、一般職は各自の目標設定をしなければならないと。管理職については、町長がしなければならないかと、私としては考えていますが、委託業者、検討委員会の意見、町長と協議をするなかで、来年度の試行、28年度からの実施をしていく考えであります。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

(な し)

○議長（望月將名君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第59号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。質疑は、すべての会計において、事項別明細書により行います。

7ページから17ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

○議長（望月將名君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第60号 平成26年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、5ページと7ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

○議長（望月將名君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）について、19ページと21ページです。歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

○議長（望月將名君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、事業勘定33ページと35ページ、直営南部診療施設勘定45ページと47ページ、直営万沢診療施設勘定57ページと59ページについて、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

3番 森田守議員。

○3番議員（森田守君）

47ページの直営南部診療施設勘定ですが、人件費の減額で人事異動とありますが、これは薬剤の関係での人員減ということなのか、原因の説明をお願いします。

○議長（望月將名君）

四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

3番 森田議員のご質問にお答をいたします。

今年4月の人事異動により、事務職員の1名減による減額でございます。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

○議長（望月將名君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、71ページと73ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

○議長（望月將名君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第64号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、85ページと87ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

○議長（望月將名君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第64号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、議案第55号から議案第58号までの条例関係についてを、一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

○議長（望月將名君）

討論なしと認めます。

以上で、議案第55号から議案第58号までの討論を終結いたします。

次に、議案第59号から議案第64号までの補正予算関係についてを、一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

○議長（望月將名君）

討論なしと認めます。

以上で、議案第59号から議案第64号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、議案第55号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第５５号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第５６号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第５６号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第５７号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第５７号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第５８号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第５８号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第５９号 平成２６年度南部町一般会計補正予算（第６号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第５９号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第６０号 平成２６年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第６０号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第６１号 平成２６年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第６１号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第６２号 平成２６年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第６２号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第６３号 平成２６年度南部町介護保険特別会計補正予算（第２号）

については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第64号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成26年南部町議会第3回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控室にご集合ください。

閉会 午前11時00分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成26年11月25日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

堀 之 内 可 和

会議録署名議員

佐 野 哲 也

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 小 倉 弘 規